

社会保険労務士からの三方一両得だより

平成29年 8月20日 第95号

鉄板焼きのお店に行ってきました

当事務所ではスタッフの誕生日には昼食会を催しています。お店は主賓自身に探してもらい、本人が食べたいものや行ってみたいお店を選んでもらっています。2人とも保育園に通うお子さんのいるお母さんですから、当然夜は無理。今回8月生まれのスタッフの希望で鉄板焼きのお店のランチに行ってきました。

事前に予約を入れ宇都宮市の中央部にあるお店を訪れると、平日とはいえお昼ピークの間なのに客は我々のみ。嫌な予感がします。念のため予約時にオーダーは済ませてありましたので、サラダを出された後あっという間に鉄板焼きのスタートです。



「お肉焼きます」との宣言の後、シェフは無言。少し話を振ったら、「そうですね」で終わり。焼き終わった時にお店こだわりの調味料の説明がありましたので少し突っ込んで質問すると、「食べれば分かります」とのこと。ちょっと私のイメージとは違うお店でした。

まあペラペラしゃべる料理人は唾が飛んで不衛生ともいえるでしょうが、客の目の前で調理するスタイルなのだからもうちょっと・・・

この記事を書きながら、私が観光地でしか鉄板焼きのお店に行ったことがなかったことを思い出しました。そんな違いもあるのかもしれませんが。

今回のお店選びは自分では全く思いつかないものでした。スタッフそれぞれの好みや経験で、今後どんなお店を選ぶのか楽しみです。



完熟させてから収穫するのでおいしいです。

我が家の畑

過去に記憶のない雨だらけの夏になりました。そのせいなのか、摘みや人工授粉が余計なことだったのか分かりませんが、去年順調だったカボチャはふるいません。きゅうりも不調です。

その代わりトマトと枝豆が例年になく大量に収穫できました。当然、うまくいった理由も分かりません・・・

ピーマンは相変わらず山のように収穫できます。この安定感、すごい野菜ですね。

来年 4 月からスタートする「無期転換ルール」の準備はお済みですか？

2013 年に「改正労働契約法」が施行され、同じ事業主の下で契約更新が繰り返されて通算 5 年を超えた有期契約労働者は、本人の申出により「無期雇用」として働くことができるようになりました（いわゆる『無期転換ルール』）。

施行から 5 年が経過する来年（2018 年）4 月 1 日から本格的に、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる権利を有する労働者が生じることとなりますが、そんな中、連合から『有期契約労働者に関する調査報告』が発表されました。

まず、『無期転換ルール』について、「ルールの内容まで知っていた」は 15.9%にとどまっており、「ルールができたことは知っているが、内容までは知らなかった」が 32.9%、「ルールができたことを知らなかった」が 51.2%で、この 2 つを合計した『内容を知らなかった』は 84.1%となっています。

ルールの対象者となる労働者の中ではまだまだ認知度が低いようです。

また、『無期転換ルール』についての考えを尋ねたところ、「契約期間が無期になるだけで待遇が正社員と同等になるわけではないから意味が無い」が 54.5%で最も割合が高く、次いで「無期契約に転換できる可能性があるのでモチベーションアップにつながる」が 37.1%、「契約更新して働き続ける可能性が狭まる」が 31.3%となっています。



◆会社としての対応は？

いずれにしても来年 4 月からこの『無期転換ルール』の適用が本格化するわけですから、「まだ何も対応していない」という会社では、まずは対象となる従業員に対して制度（ルール）を説明し、あわせて無期転換となる労働者の待遇の決定、規定の整備等を行う必要があります。

個人的には、人手不足の昨今ですので仕事のコツを掴んでいるベテランパートさんには末永く働いてもらうのが一番だと思います。制度についてご不明な点がありましたら、当事務所にお問い合わせください。